新市立伊勢総合病院建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立伊勢総合病院の将来の機能及び役割を踏まえた病院の建替え 整備に係る新市立伊勢総合病院建設基本計画(以下「基本計画」という。) を策定するため、新市立伊勢総合病院建設基本計画策定委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、必要な検討を行うものとする。 (組織)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- (1) 副市長
- (2) 病院事業管理者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が終了した日までとする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれ を決める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長 が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員 長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立伊勢総合病院事務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。